

フィルタリング普及啓発アクションプラン 2007 (I S P)

2007年6月1日

社団法人電気通信事業者協会
社団法人テレコムサービス協会
社団法人日本インターネットプロバイダー協会
社団法人日本ケーブルテレビ連盟

1 はじめに

インターネットの普及は国民に計り知れない利便性をもたらしたが、中には青少年の成長に有害な情報も存在し、最近では、これら有害情報に起因した事件に子どもが巻き込まれ、被害に遭うケースが多く発生している。こうしたインターネット上の有害な情報への対応としては、受信者側で情報を取捨選択できるフィルタリングが有効であると考えられる。

このため、インターネットプロバイダー（ I S P ）事業者は、インターネット上の有害情報から子どもを守る観点で、フィルタリングの普及促進を図ることを目的に、昨年3月、フィルタリングに関係する業界とともに、「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」を策定し、これに基づき、情報リテラシー教育の推進などフィルタリングの周知啓発活動に積極的に取り組んできた。同アクションプランでは、フィルタリングの認知率を2007年3月までに70%に高めることを目標としていたが、2007年5月に公表された総務省の調査によれば、フィルタリングの認知率は約7割となっており、その目標は概ね達成することができたと言える¹。

しかし、フィルタリングの利用は、保護者の期待にもかかわらず、あまり高くないことから²、今後も一層の普及啓発活動を行うことが重要である。そこで、 I S P 事業者は、フィルタリングの普及が更に進むよう、今般アクションプランを見直すこととし、新たなアクションプランに基づき活動を推進し、子どもがインターネットに安心安全にアクセスすることができるよう努めてまいりたい。

¹ 平成19年1月に総務省が実施した「平成18年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査」結果では、フィルタリングの認知率は、66.1%である。

² 上記調査結果では、90%以上の回答者が子どもにインターネットを利用させる場合にはフィルタリングを設定することが必要と認識しているにもかかわらず、子どもが使用する自宅のパソコンでフィルタリングを利用している割合は、11.7%にとどまる。なお、同調査によれば、自宅にパソコンがない、子どもに使用させていないなど、子どもがインターネット接続にできる環境にない割合は42.2%であり、あわせて53.9%の子どもが、インターネット上の有害情報に接触する環境にないと考えられる。

2 今後に向けたアクションプラン

昨年度の取組に引き続き、本年度は、2008年3月までにフィルタリングの認知率を70%以上に高め、フィルタリング製品の利用率を更に向上させることを目標とする。

(1) 広報・広告活動

昨年度においては、フィルタリングの周知啓発の一環として、ISP事業者のHPにフィルタリングが紹介された例もあった。本年度は、引き続き、フィルタリングの更なる周知啓発に向けて、各ISP事業者は、2007年9月までに、以下の取組の実施を目指す。

- ・ 各事業者の自社ホームページ上に、フィルタリングを紹介するページを設け、ロゴマーク、フィルタリングの利用方法等についてわかりやすく掲載する。
- ・ 各事業者の既存ユーザに対するメールマガジン等により、フィルタリングの一層の周知を行う。
- ・ 契約申込書にフィルタリングの申し込み欄を新設することや、契約申込書やサンキューレター等にフィルタリングの推奨文を掲載することなどを通じ、新規契約時においてフィルタリングの周知を行う。

また、事業者団体においても、2007年9月までに、各々のHPにフィルタリングを紹介するページを設けるなど、業界としての周知活動に取り組む。

(2) 取組強化期間の設置

業界としてのフィルタリングの普及促進活動として、その取組強化期間を設け、子どものインターネット利用に関する啓発のための冊子やガイドブック等を作成・配布することについて、事業者団体間で連携しつつ、実施に向けて検討する。

(3) 情報リテラシー教育の推進

フィルタリングを利用する前提として、子ども及び保護者の両方が、インターネットにおける有害情報の存在など正しい知識を持つ必要がある。このため、昨年度もISP事業者はそのリテラシーの向上に向けた取組を推進してきたが、本年度も、引き続き、ISP事業者は以下の取組を行う。

- ・ 総務省、文部科学省及び関係団体が推進するe-ネットキャラバンに積極的に参加する。
- ・ 地方公共団体や関係機関等が主催するインターネット上の有害情報

対策に関する会議などに積極的に参加し、子どもを守る観点から有効な対応策について、情報交換を行う。

(4) フィルタリングサービスの提供・改善

すでに大手事業者の多くはフィルタリングサービスを提供しているため、中小規模の事業者でも共同利用により利用者数を取りまとめでサービスを提供することができないか、その可能性について、昨年度は検討が開始された。本年度においても、引き続き、共同利用の実現可能に向けて、検討を行う。また、サービス提供が開始されるまでの期間は、フィルタリングソフトの存在や一般的な利用方法等の周知を行うよう努める。

既に提供されているフィルタリングサービスについては、その改善に向け、一部の事業者において利用者からの要望に基づき、機能追加がされた例もある。そのような取組を促進するとともに、各事業者及び事業者団体は、利用者の利便性を高めるため、フィルタリングに関する利用者ニーズの調査を行い、その結果について開発元と協議を行うなど、その改善に向けて努力する。

(5) 今後の継続的改善

今後とも、フィルタリングの普及啓発の実施状況等に鑑み、更なる普及啓発や既存技術の改善のための活動を行っていく。

以上